

現行の制度的課題を解決する

# 障害保健福祉に係る市町村、都道府県、国の役割分担(案)

## 国

- 全国的な障害保健福祉サービスの向上  
→ 制度の枠組み整備、障害保健福祉基本指針・障害保健福祉プランの策定
- 財政的な支援等 → 都道府県間の格差調整、人材育成支援等

## 都道府県

- 都道府県内のサービス提供体制の計画的整備  
→ 都道府県障害保健福祉計画の策定
- 広域的・専門的な支援  
→ 障害保健福祉圏域等の広域的な住居支援、精神科救急体制整備等
- 財政的な支援等 → 市町村間の格差調整、人材育成等

## 市町村

- 福祉サービスを一元的に実施(自ら支給を決定)  
(都道府県から事務移譲)  
精神障害者社会復帰施設に関する事務  
福祉工場(身体・知的)に関する事務  
障害児施設の措置事務
- ニーズを把握し計画的にサービスを提供(事業者を活用)  
→ 市町村障害保健福祉計画の策定

広域連合  
の活用

# 障害保健福祉サービスの計画的な整備手法(案)

## 国(障害保健福祉サービスの基盤整備に関する基本指針)

- ・ 都道府県及び市町村の指針の提示

## 市町村(市町村障害保健福祉計画)

- ・ 市町村内の障害者の状況とニーズの把握
- ・ 各年度に確保すべきサービスの量の目標の設定
- ・ サービスの見込み量確保のための方策

障害者の地域生活支援を進める観点からの市町村障害保健福祉計画の調整

## 都道府県(都道府県障害保健福祉計画)

- ・ 市町村のニーズの集約→都道府県内の障害者の状況とニーズの把握  
(都道府県内のサービス格差の是正)
- ・ 必要なサービス提供体制の確保のための方策
- ・ 障害者の相談支援を担当する人材の養成研修の実施計画
- ・ 精神障害者の退院促進のための実施計画
- ・ 精神科救急体制の整備計画

## 国の障害保健福祉プラン

※ 市町村と都道府県の計画は、障害者基本法に基づく障害者計画と一体のものとして策定。

# 障害者の相談支援体制(案)

- 相談支援事業については、施設整備等を伴わないものを念頭に、各法律に位置付け、都道府県、市町村が委託できるような法的整理を行う。(中立性に配慮)
- 相談支援の内容等は次のようなものとする。
  - ・ 生活全般のソーシャルワーク等の総合的なもの
  - ・ 福祉サービス等の利用決定に係るもの(利用計画案の作成)

都道府県の役割

## 《 都道府県(全域) 》

- 専門判定機関により、障害者の状態の判断等各種相談支援事業者のスーパーバイズを行う。
- 身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターの機能再編や職種の必置規制の見直し、判定の標準化等を実施する。

## 《 都道府県(障害保健福祉圏域) 》

- 市町村単位の相談支援事業者のスーパーバイズ、住宅入居支援等の広域的なサービス提供、危機介入等の専門性の高い案件への対応等を行う。
- 相談支援事業者の中から、圏域の中核となる事業者となるような者に都道府県が委託。

市町村の役割

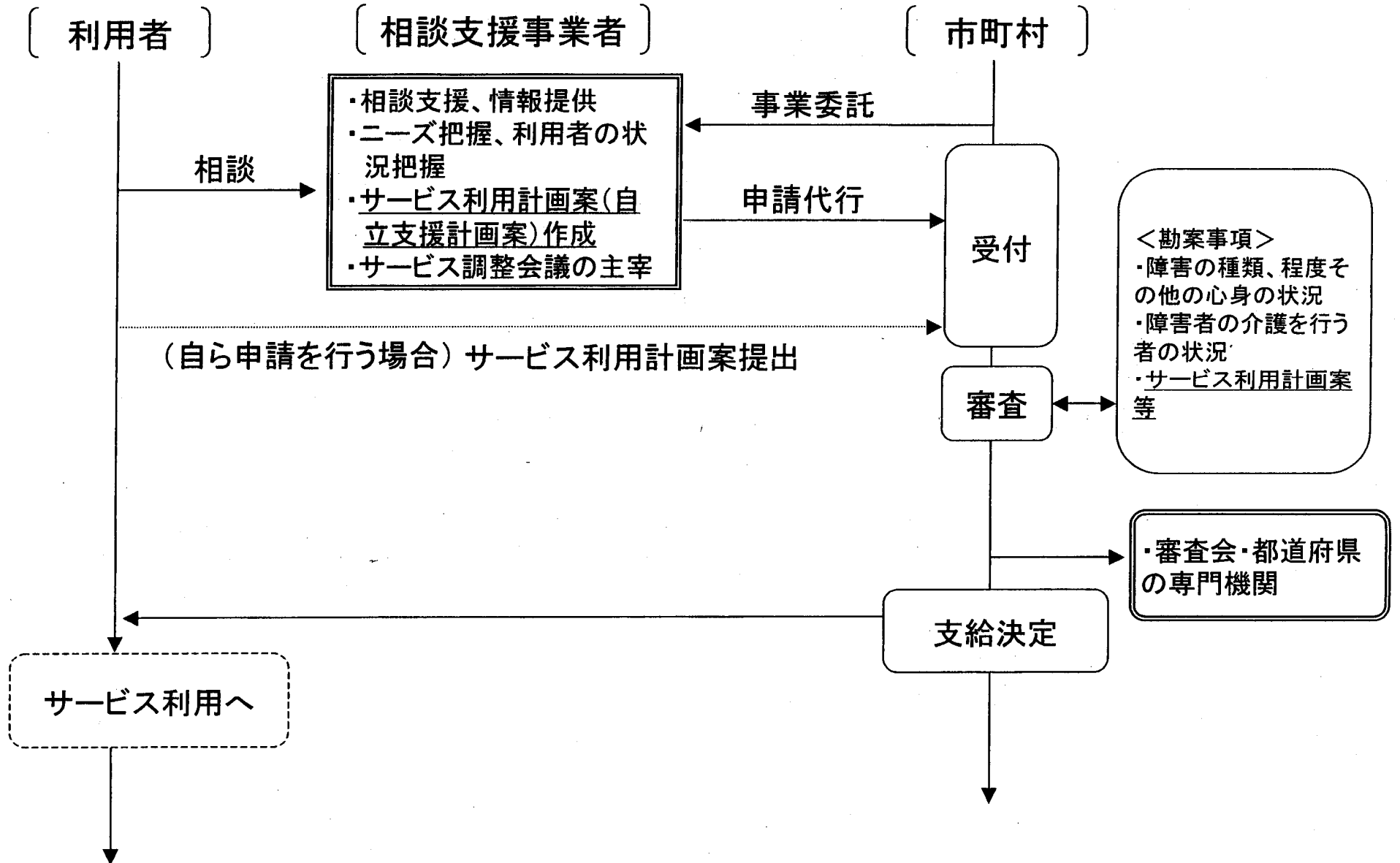
## 《 市町村(全域) 》

- 市町村単位の相談支援機能(市町村又は民間の相談支援事業者)を確保。
- 実施主体である市町村の委託に基づき、事業者は、ソーシャルワーク的業務等を実施。

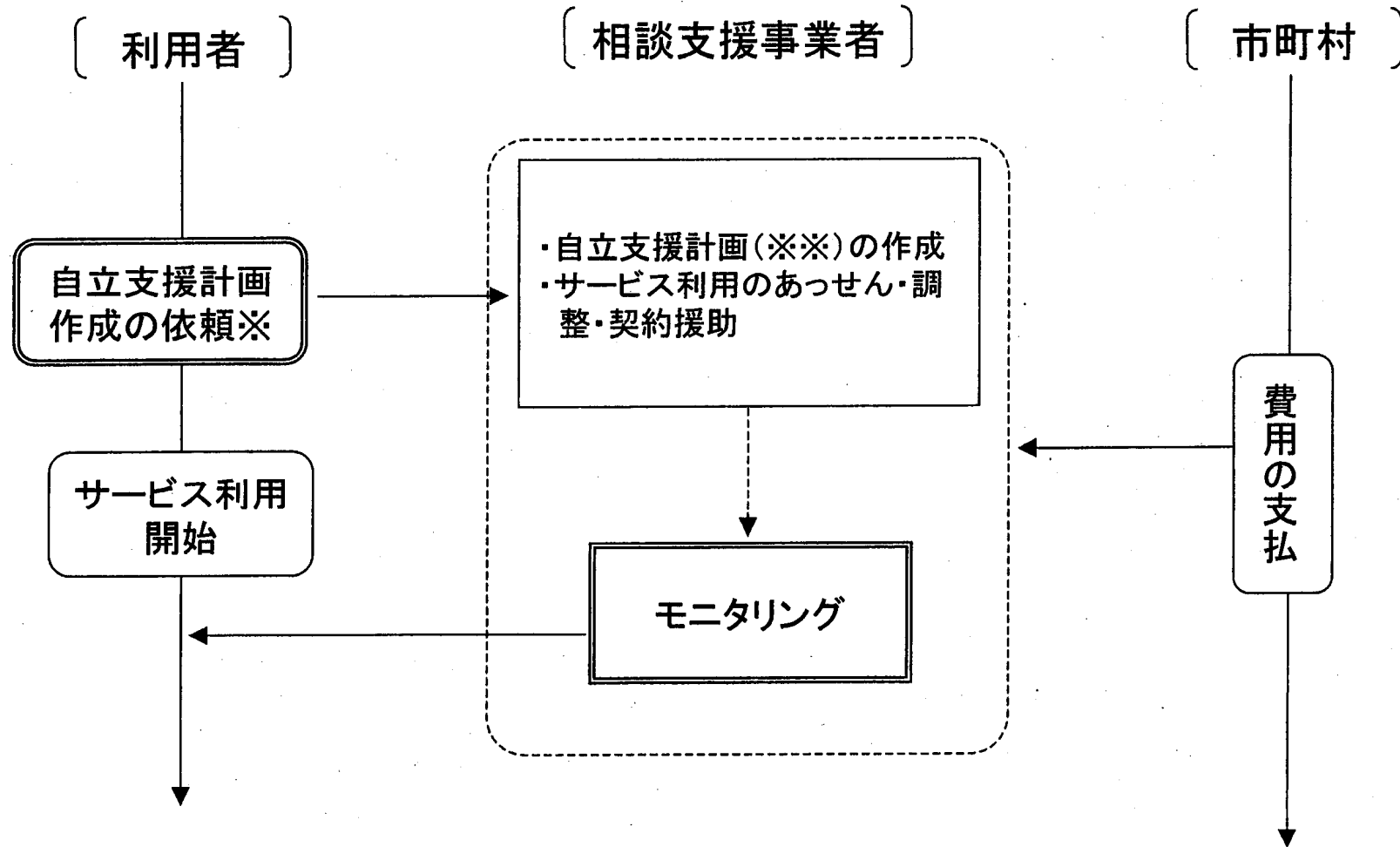
## 《 市町村(生活圏域) 》

- 支援を必要とする障害者の把握、プライマリー的な相談、事後的なモニタリング等を中心とするコミュニティーワーク機能として位置づける。

# サービス利用決定手続き



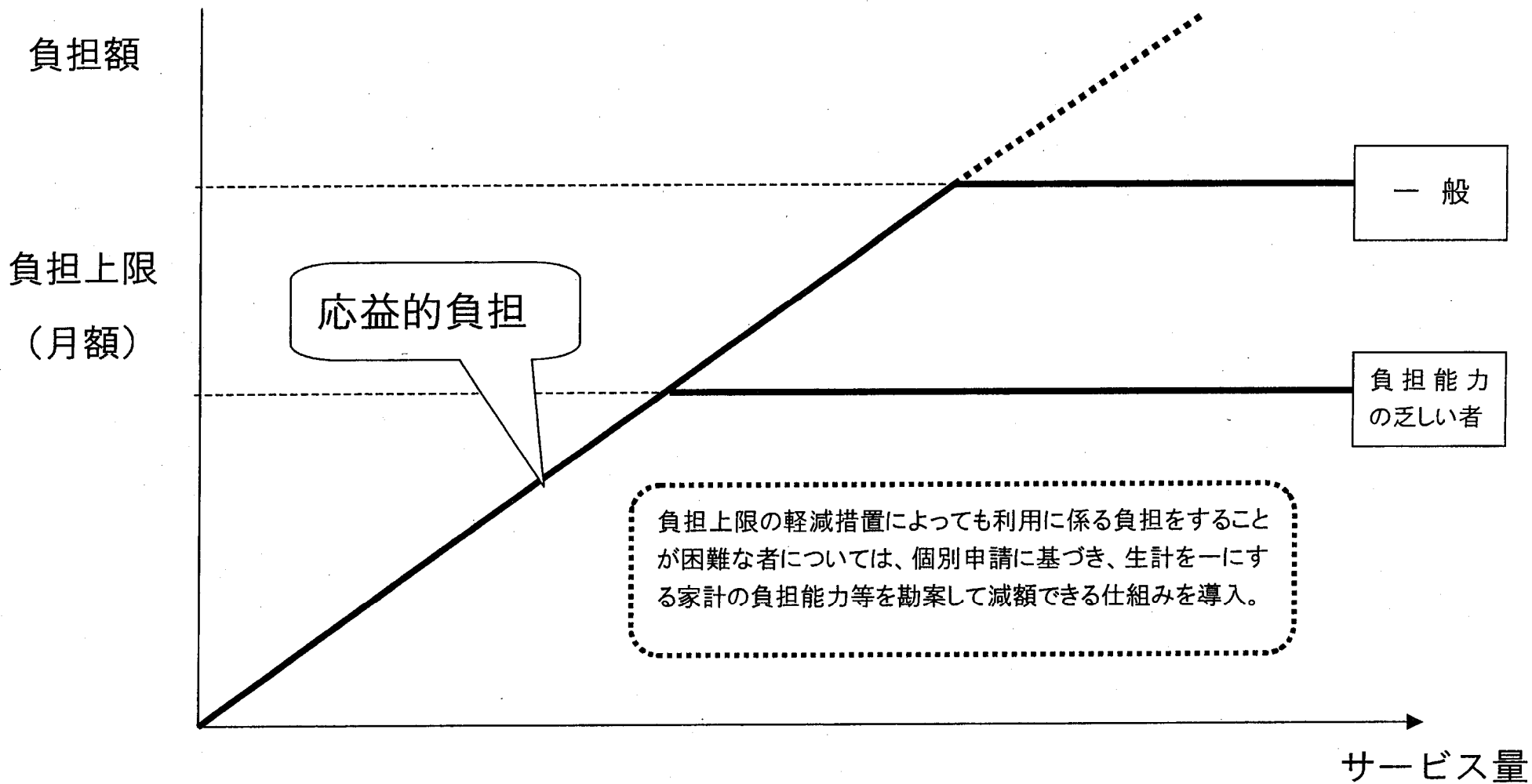
# 利用決定後のサービス利用の流れ



※複数のサービスの利用が必要な者、長期入所・入院から地域生活に移行する者など計画的なプログラムに基づく自立支援を必要とする者を対象とする。

※※就労支援、教育、インフォーマルサービスを含む計画とする。

# 福祉サービスの応益的な負担の導入



※ 負担上限の該当の有無は、各サービスに係る負担額の合計で計算する。